

介護職員等特定処遇改善加算による手当

項目	条件	
①グループ 経験・技能のある介護職員	介護福祉士	・経験・技能を有する介護職員と認められる者 ・介護福祉士の資格を有するとともに、当法人等における勤務年数10年以上の介護職員を基本とし、他の法人における経験や当該職員の業務・技能等を踏まえ当法人の裁量で判断された者
②グループ その他の介護職員	介護職員	・経験・技能のある介護職員(①グループ)を除く介護職員
③グループ 介護職員以外の職員		・条件なし

介護職員処遇改善加算による手当

項目	条件
キャリアパス要件 (Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none">・職員の任用等において、職位、職責、職務内容等に応じた任用等要件を定めております。・職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系を定めております。・資格取得に伴うシフト対応や、資格取得支援制度として無利子貸付制度を創設しております。・経験に応じて昇給する仕組み(勤務年数・経験年数)を定めております。・資格に応じて昇給する仕組み(介護福祉士等)を定めております。・一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを定めております。・これらにおいて就業規則・給与規程により、全ての職員に周知しております。

具体的な取組みについて

- ・処遇改善加算制度開始以前からのベースアップを実施
- ・夜勤手当(深夜割増を含む、6,000円支給)
- ・資格手当(介護福祉士取得者に対し、5,000円支給)
- ・自己研鑽手当(月10,000円支給)
- ・賞与(処遇改善加算として基準額×0~2ヶ月)